

戸籍謄・抄本等交付申請書（郵送用）

表面

年 月 日

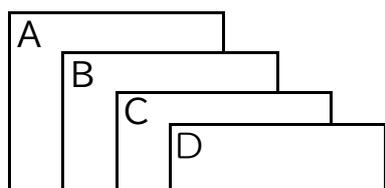
※本籍（地番まですべて）・筆頭者氏名が入ってないと戸籍は出せません※

本籍		高知県宿毛市	
筆頭者氏名		※戸籍のはじめに書かれている人	
何が必要ですか		通数	抄本や一部、身分証明書、独身証明書は必要な方の名前を書いてください。 ※必要な方の名前を書いてください。 ※抄本の場合は、必要な方の名前を書いてください。 ※必要な方の名前を書いてください。 ※一部の場合は、必要な方の名前を書いてください。 ※必要な住所を下部の「必要事項欄」に書いてください。 ※必要な方の名前を書いてください。
1	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)	通	
2	戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)	通	
3	除籍(原戸籍) 謄本・抄本	通	
4	身分証明書	通	
5	戸籍の附票(全部・一部) 必要な場合はチェック(し点)してください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録に関する事項	通	
6	独身証明書	通	
請求者	住所		
	氏名	※自署でない場合は押印が必要です。	
	生年月日	電話番号	※昼間連絡のとれるもの
	メールアドレス	※お電話が繋がらない場合、メールでのお問い合わせも可能です。ご希望の方はご記入ください。	
請求者と必要な戸籍との関係	本人 ・ 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ 孫 ・ 父母 ・ 祖父母 その他 ()		
請求理由・・・関係欄の「その他」に記載した人は使いみちを詳しく書いてください。			
必要事項・・・誰の、どのような事が記載されているものが必要ですか？詳しく書いてください。 (例) 筆頭者の死亡日の分かるもの・誰々の出生から死亡まで全ての戸籍・誰々と誰々の続柄や関係の分かるもの 兄弟姉妹全員の名が出ているもの(※記載が必要な兄弟姉妹の氏名を全員書いてください。)等 ※「戸籍の附票」を請求する方は、必要な住所を書いてください。住所の履歴が必要な場合は、何処から何処までの住所が必要か書いてください。現在の住所が必要な場合は、「現在の住所」と書いてください。			
※最近2週間以内に戸籍の届を出された方はお書きください※			
(月 日		市区町村に届出)	
出生 ・ 死亡 ・ 婚姻 ・ 離婚 ・ その他 ()			

送付先及び問い合わせ先 〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市役所 市民課 市民係 電話：0880-62-1233
 ※令和6年3月1日より、ご自身・配偶者及び直系の方の戸籍証明書・除籍証明書は、本籍地以外の市区町村の窓口でも取得可能です。詳しくは最寄りの市区町村にお問い合わせください。但し、身分証明書・戸籍の附票は本籍地でのみ取得することができます。
 (裏面もお読みください)

郵送請求について

次のA、B、C、Dをそろえてご請求ください。



送付先

〒788-8686

高知県宿毛市希望ヶ丘1番地

宿毛市役所 市民課 市民係

A、申請書

(表面の申請書をご利用ください。)

B、手数料(宿毛市の場合)

郵便局発行の【定額小為替】をご利用ください。

- ・戸籍謄本・抄本・・・1通450円
- ・除籍(原戸籍)謄本・抄本・・・1通750円
- ・戸籍附票・・・1通350円
- ・身分証明書・・・1通350円
- ・独身証明書・・・1通350円

※出生から死亡までの一連の戸籍を請求する場合の手数料の目安は、1セット3,000円です。手数料が3,000円以上発生する場合があります。

C、返信用封筒

請求者の住所・氏名を書いて切手を貼ってください。

普通・・・110円

速達・・・410円(110円+速達料300円)

※除籍謄本や何通も請求される場合は、切手の予備を同封してください。

(予備の切手は返信用封筒に貼らないでください。)

D、運転免許証等の本人確認書類の写し

送付先	問い合わせ先
〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市役所 市民課 市民係	宿毛市役所 市民課 市民係 電話：0880-62-1233

郵送請求についての注意

- ・郵送請求の場合、配達の日数と処理日数がかかります。
市役所にて開封次第、処理・発送を行います。余裕をもって請求してください。
- ・代理人が請求する場合、請求する証明や請求者との関係によっては、委任状が必要となります。
- ・本人確認書類については、運転免許証(住所変更等ある場合は裏面も)やマイナンバーカード(表面のみ)など、公的機関の発行したものでお願いします。
- ・宿毛市では、平成24年3月31日付でコンピューター化により戸籍が改製されています。戸籍のコンピューター化前に、婚姻や死亡などで戸籍から除かれている事柄は、コンピューター化後の戸籍には記載されませんので、ご注意ください。
- ・また、戸籍附票についても同日に改製されています。コンピューター化前の住所の履歴は、コンピューター化後の戸籍附票には記載されませんので、ご注意ください。
- ・戸籍・戸籍附票を取得する場合で、改正等により証明する事柄が複数通にわたる場合は、通数分の手数料が必要です。
- ・偽りその他不正な手段により交付を受けたときは過料に処せられます。
- ・郵送請求に関してご不明な点がございましたら、住所地または宿毛市役所市民課までお問い合わせください。